

審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

3. 施行日

令和 4 年 3 月 29 日